

報道機関各位

箕輪町プレミアム付商品券特定事業者（取扱店等）を募集します

消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、箕輪町プレミアム付商品券事業を実施します。それに伴い、商品券を利用できる特定事業者（取扱店等）を募集します。

募集期間 令和元年7月1日（月）～8月16日（金）

対象事業者 箕輪町内で営業している小売業・飲食業・各種サービス業等の全ての事業者

商品券概要 住民税非課税者（条件あり）・3歳未満の子育て世帯主の購入希望者に額面1,000円の商品券5枚1セット（5,000円分）を4,000円で販売（1人5セットまで購入可）
※商品券購入対象者には後日通知

参加費・換金手数料 無料

商品券使用期間 令和元年10月1日から令和2年2月29日

提出書類 特定事業者登録申請書

申込み先 箕輪町役場 企画振興課 まちづくり政策係

添付資料 有 無

お得な特典満載の
みのわファンクラブ
会員募集中！

企画振興課 まちづくり政策係
(課長) 毛利 岳夫 (担当) 小笠原 岳大
電話：0265-79-3111 (内線) 113
FAX：0265-79-0230
E-mail：kizai@town.minowa.lg.jp

箕輪町プレミアム付商品券特定事業者（取扱店等）募集要項

1 発行の目的

消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、箕輪町プレミアム付商品券事業を実施します。

2 事業主体 箕輪町

3 商品券の発行について

(1) 名称 箕輪町プレミアム付商品券（以下「商品券」という）

(2) 発行総額 1億1,250万円（4,500人分）

(3) 発行部数 22,500セット

(4) 販売単位 1セット1,000円券5枚綴り5,000円分を4,000円で販売

・購入引換券1枚当たり最大5セットまで期間内に購入可能

(5) 使用可能期間 令和元年10月1日（火）～令和2年2月29日（土）

(6) 購入対象者

①2019年度住民税非課税者（課税基準日2019.1.1）

※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く。

②2016.4.2～2019.9.30までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主

(7) 販売方法 プレミアム付商品券購入引換券による販売

①の住民税非課税者が購入引換券を取得するためには、箕輪町への申請が必要です。

②の子育て世帯（3歳半未満の児童が属する世帯）は、該当する世帯主に町が直接商品券購入引換券を送付するため、申請は不要となります。

(8) 引換券申請受付期間（予定）

令和元年8月1日（木）～令和2年1月31日（金）

(9) 商品券販売期間（予定）

令和元年9月20日（金）～令和2年2月21日（金）

(10) 商品券販売場所・時間（予定）

①箕輪町役場企画振興課（土曜日・日曜日・祝日を除く8:30～17:00）（9月末の休日、平日夜間に特設販売窓口を設ける予定）

②郵便局での代理販売について調整中

4 商品券の利用対象外

(1) 不動産や金融商品

(2) たばこ

(3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

(5) 国税、地方税や使用料などの公租公課

5 特定事業者（取扱店等）の参加資格

箕輪町内で営業している小売業・飲食業・各種サービス業等全ての事業者

なお、日本標準産業分類「大分類P 医療、福祉」ならびに「6033 調剤薬局」に分類されるサービスを提供している事業者については、箕輪町外で営業している事業者も対象とする。

ただし、下記に該当する事業者を除くものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 上記「4 商品券の利用対象外」に記載の取引、商品のみを扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者に該当する事業者

6 特定事業者（取扱店等）の責務等

特定事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が利用期間中に商品券を持参した場合は、商品券額面分の商品の販売やサービスの提供を行うこととし、その際に、以下の処理を行うこと。
 - ①未使用券であるかの確認
 - ②再流通防止のため、利用者から受け取った商品券は、券面を破線に沿って切り取ること。
 - ③偽造等の不正使用の疑いがある時は、受け取りを拒否するとともに速やかに町に報告すること。取引終了後、偽造券である事を発見した場合は、直ちに町に通報し、当該偽造券を引き渡すこと。尚、偽造券は清算することができない。
 - ④商品券の交換・譲渡・売買・再利用は禁止する。
 - ⑤特定事業者の関係者が商品券を購入した時の直接換金は禁止する。
 - ⑥町が行う調査（アンケート等）に協力すること。
 - ⑦町が定めた要綱等や指示を遵守すること。
 - ⑧受け取った商品券の盗難・紛失は特定事業者の責任とする。
 - ⑨換金にあたっての商品券枚数の確定は、町が点検した枚数とする

7 厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売またはサービスの提供などの取引において利用可能です。
- (2) 商品券を現金化することはできません。
- (3) 商品券の額面に満たない場合でも、釣銭はできません。
- (4) 不足分は現金などで受取ってください。

- (5) 利用期間を過ぎた商品券は使用できません。
- (6) 商品券の紛失や盗難について、事業主体は一切の責任を負いません。

8 特定事業者登録申請手続について

(1) 申請方法

この「募集要項」に同意のうえ「特定事業者登録申請書」に必要事項を記入して、箕輪町役場企画振興課まちづくり政策係に提出してください（郵送可）。登録申請書は、箕輪町のホームページからダウンロードできるほか、箕輪町役場企画振興課まちづくり政策係に備え付けています。

事業所（店舗）が複数ある場合は、事業所（店舗）ごとに申請書を作成してください。

(2) 募集期間

令和元年7月1日（月）～8月16日（金）

なお、8月16日以降も随時受け付けますが、商品券購入者に配付するチラシ（取扱事業者一覧表）へ掲載できない場合があります。

- (3) 審査のうえ、特定事業者（取扱店等）として承認した事業者には、「特定事業者登録証明書」をお渡しします。

9 商品券の換金について

(1) 換金方法

「商品券換金請求書」に必要事項を記入し、商品券を添えて箕輪町役場企画振興課まちづくり政策係に提出してください（郵送可）。後日、事業者が指定する口座に、箕輪町から振り込みを行います。なお、最終の請求書提出締切日を令和2年3月13日（金）とします。

なお、換金期間を過ぎた商品券は無効とします。

(2) 換金手数料

換金手数料はかかりません。

10 その他留意事項

「募集要項」に記載されていない事項は、箕輪町役場企画振興課まちづくり政策係までお問い合わせください。

また、箕輪町商工会が実施するプレミアム商品券とは別事業になりますので、お間違えないよう手続きをお願いします。

11 問合せ先

箕輪町役場企画振興課まちづくり政策係
〒399-4695 箕輪町大字中箕輪 10298 番地
TEL 0265-79-3111（内線 113） FAX 0265-79-0230
E-mail kizai@town.minowa.lg.jp